ために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができるものとした。（第四四条の五第四項及び第五一条の四第三項関係）

(五)　厚生労働大臣は、(一)の総合調整を行うに当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針との整合性の確保を図らなければならないものとした。（第四四条の五第五項及び第五一条の四第三項関係）

(六)　厚生労働大臣は、(一)の総合調整（新感染症に係るものに限る。）を行おうとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第五一条の四第四項関係）

19　指定感染症に係る規定の整備

指定感染症について新型インフルエンザ等感染症に関する規定を準用する等の規定の整備を行うこととした。（第四四条の七～第四四条の九関係）

20　感染症対策物資等の生産等に関する要請等

(一)　厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具をいう。）その他の物資並びに当該物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材（以下「感染症対策物資等」という。）について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、その事態に対処するため、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産の事業を行う者（以下「生産業者」という。）に対し、当該感染症対策物資等の生産を促進するよう要請することができるものとした。（第五三条の一六第一項関係）

(二)　厚生労働大臣は、(一)の要請をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（当該感染症対策物資等の生産の事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に協議するものとした。（第五三条の一六第二項関係）

(三)　(一)の要請を受けた生産業者は、当該要請に係る感染症対策物資等の生産に関する計画（以下「生産計画」という。）を作成し、厚生労働大臣及び事業所管大臣に届け出なければならないものとし、これを変更したときも同様とするものとした。（第五三条の一六第三項関係）

(四)　事業所管大臣は、自らがその生産の事業を所管する感染症対策物資等について、(一)の事態に対処するため特に必要があると認めるときは、(三)の届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができるものとした。（第五三条の一六第四項関係）

(五)　厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、(四)の指示を行うよう要請することができるものとした。（第五三条の一六第五項関係）

(六)　(三)の届出をした生産業者は、その届出に係る生産計画に沿って当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行わなければならないものとした。（第五三条の一六第六項関係）

(七)　厚生労働大臣又は事業所管大臣は、(四)の指示を受けた生産業者が正当な理由がなくその指示に従わなかったとき、又は生産業者が正当な理由がなくその届出に係る生産計画に沿って当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行っていないと認めるときは、その旨を公表することができるものとした。（第五三条の一六第七項関係）

(八)　厚生労働大臣は、(一)の事態に対処するため特に必要があると認めるときは、生産可能業所管大臣（感染症対策物資等の生産の事業を行っていない者であって、当該感染症対策物資等を生産することができると認められるもの（以下「生産可能業者」という。）が営んでいる事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に対し、生産可能業者に対して当該感染症対策物資等の生産の協力を求めるよう要請することができるものとした。（第五三条の一七第一項関係）

(九)　厚生労働大臣は、(八)の要請をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議するものとした。（第五三条の一七第二項関係）

(一〇)　(八)の要請を受けた生産可能業所管大臣は、自らが所管する事業を営む生産可能業者に対し、当該感染症対策物資等の生産の協力を要請するものとした。（第五三条の一七第三項関係）

(一)　厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、(一)の事態に対処するため、当該感染症対策物資等の輸入を促進することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の輸入の事業を行う者（以下「輸入業者」という。）に対し、当該感染症対策物資等の輸入を促進するよう要請することができるものとした。（第五三条の一八第一項関係）

(二)　(一)から(七)までは、輸入業者に対して(一)の要請をする場合について準用するものとした。（第五三条の一八第二項関係）

(三)　厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、(一)の事態に対処するため、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対し、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができるものとした。（第五三条の一九第一項関係）

(四)　厚生労働大臣は、(三)の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を所管する大臣に協議するものとした。（第五三条の一九第二項関係）

(五)　厚生労働大臣は、特定の地域において感染症対策物資等の供給が不足し、又は感染症対策物資等の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、当該地域において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、当該地域における当該感染症対策物資等の供給を緊急に増加させることが必要であると認めるとき等において、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送又は保管の事業を行う者に対し、数量等の条件を定めて、当該感染症対策物資等の売渡し等をすべきことを指示することができるものとした。（第五三条の二〇第一項～第四項関係）

(六)　厚生労働大臣は、(五)の指示をしようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送又は保管の事業を所管する大臣に協議するものとした。（第五三条の二〇第五項関係）

(七)　厚生労働大臣は、(五)の指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第五三条の二〇第六項関係）

(八)　国は、(一)の要請又は(四)の指示に従って感染症対策物資等の生産を行った生産業者、(二)の要請又は(三)により準用する(四)の指示に従って感染症対策物資等の輸入を行った輸入業者及び(五)の指示に従って感染症対策物資等の売渡し、貸付け、輸送又は保管を行った者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができるものとした。（第五三条の二一関係）

(九)　感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対する報告徴収その他の規定の整備を行うこととした。（第五三条の二二及び第五三条の二三関係）

感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進等

21

(一)　国は、感染症の患者の治療によって得られた情報及び検体の提供等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、感染症等に係る調査及び研究を推進するとともに、医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、当該基盤となる医薬品の研究開発を推進するものとした。（第五六条の三九第一項関係）